

取調べの違法・不当を理由として、供述の信用性が否定された事例

取調べの違法・不当を理由として、供述の信用性が否定された事例（※1）

番号	起訴罪名	供述の信用性が争われた供述調書等	供述の信用性が争われた取調べに係る録音・録画の実施の有無	公判請求時又は略式命令請求時の身柄区分	録音・録画記録媒体の証拠調べ請求の有無	判決の要旨 (取調べの違法・不当を理由として供述の信用性を否定した判断のみ)
1	覚醒剤取締法違反	検察官調書	有	身柄	有	○ 取調べの録音・録画記録媒体によれば、被告人は、2回目以降の注射の際の内心につき、共犯者の暴力により共犯者に恐怖心を抱いていたことを前提に、共犯者を怒らせて殴られたくないという気持ちが大部分を占めていた旨明確に述べていたことが認められる。 ○ しかしながら、検察官調書には、共犯者の暴力やこれに対する被告人の恐怖心については何ら記載がない上、「共犯者を怒らせて殴られたくないという気持ち」と「まだ共犯者のことが好きで、共犯者の望むことをしてあげたいという気持ち」が等しく存在するかのよう記載されている。
2	麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反	検察官調書	有	身柄	有	○ 被告人の捜査段階の検察官調書は、検察官が被告人と共犯者との間の連絡状況に関する証拠の内容を不正確に理解し、その一部のみを取り出して被告人に供述を求めるなど相当に問題がある部分もある。例えば、検察官調書の●頁×行目からの捜査復命書を示しての供述は、やりとりが三つのメッセージに分割されているのを無視してその一部のみ無理のある日本語訳とともに被告人に示し、それについての供述を求めるといった明らかな誤導があって全く信用できず、□頁△行目からの同様の供述部分についても同様である。 ○ 他方で、検察官調書の◎頁▽項の記載は、先に述べたような供述録取上の問題があるとは認められず、問題がある記述部分とは別個の事項に関する供述が録取されている。供述の内容に不自然な点はなく、この供述部分については、別の検察官調書でも既に同様の内容が現れていて同趣旨の供述が捜査初期から重ねられているという事情もある。そうすると、被告人の検察官調書は、当該記載部分の限りでは信用できる。
3	詐欺	警察官調書 検察官調書	警察：無 検察：有	身柄	有	○ ●●日付け警察官調書には、××の話は□□頃には嘘だと分かっていた旨が記載されているが、被告人の取調べを行った△△検察官は、捜査段階において、被告人が××の話の信じていた旨を供述していたことや、3回目及び4回目の勾留期間中においても手数料が存在すると思っていた旨を供述していたことを供述しており、取調べの録音・録画記録媒体からもその供述を確認することができる。このように、××の話の信じていた旨の供述をしていた被告人について、なぜ上記供述と反対の内容の供述調書が多数作成されているのか、取調べ担当警察官・検察官からも合理的な説明はなされておらず、この点も、被告人の上記供述調書の内容の信用性に疑問を抱かせるものである。
4	詐欺	検察官調書	有	身柄	有	○ 検察官の取調べの録音・録画記録媒体や取調べ担当警察官の公判供述を踏まえれば、各供述調書中の詐欺の認識に係る部分に関しては、捜査官の誘導的質問に応じる形で、後から考えればそう思われる旨評価として答えたものも含めて、犯行前からそのように認識していたかのように事実として記載されているものもあり、被告人が読み聞かされた内容を肯定しているとはいえ、被告人が真に供述したいと考えている内容を直載に記載したものとは認め難い。
5 (※2)	法人税法違反、 地方法人税法違反	財務事務官調書	無	在宅	無	○ 財務事務官との言動の関係では、被告人が、財務事務官から●●月になって××旨の説明を受け、□□日の時点で被告会社の預金通帳に一時的に預金が無くなっていたことから脱税に当たると追及されて、あたかも□□日時点で脱税の故意があったかのような不正確な供述が録取された疑いが否定できない。
6 (※2)						
7	窃盗	警察官調書 検察官調書	警察：有 検察：有	身柄	警察：有 検察：有	○ 取り調べた録音・録画記録媒体の内容に照らすと、被告人は、警察段階での取調べにおいて、被害者の気持ちを考えろなどと怒鳴られるなどしており、その際の被告人の供述については、任意性までは否定されないにせよ、信用性は著しく低いといわざるを得ない。 ○ また、検察官取調べにおいてもその影響は残存していたといえ、信用性が十分確保できる状況にはなかったといわざるを得ない。
8	覚醒剤取締法違反	警察官調書	無	身柄	無	○ 被告人の取調べを担当した●●警察官は、公判廷において、警察官調書を作成した××日の取調べ状況につき、□□と供述するのであって、警察官調書の記載が被告人の供述内容を正確に反映したものになっているとは認め難い。

取調べの違法・不当を理由として、供述の信用性が否定された事例（※1）

番号	起訴罪名	供述の信用性が争われた供述調書等	供述の信用性が争われた取調べに係る録音・録画の実施の有無	公判請求時又は略式命令請求時の身柄区分	録音・録画記録媒体の証拠調べ請求の有無	判決の要旨 (取調べの違法・不当を理由として供述の信用性を否定した判断のみ)
9	強制性交等致傷	検察官調書	有	身柄	無	<p>○ ●●という供述は、被告人に比較的強固な強制性交等の意図があったことを意味する内容であるのに対し、実際には、被告人は××をするにとどまり、強固な強制性交等の意図を有していたのであれば通常行うと考えられる行為には出ていないのであるから、上記供述は客観的事実にそぐわず、不合理である。</p> <p>○ 加えて、被告人は、取調官に迎合した結果、被告人の真意ではないにもかかわらず、被害者の意思に反してでも強制的に性交しようとする意図があった旨の供述調書が作成された可能性が否定できない。</p> <p>○ そうすると、被告人が強制わいせつ致傷の被疑事実で逮捕されてから一貫して被害者との性交の意図を認める内容の供述をしていたことや、勾留後は弁護人の援助を受けながら取調べに臨んでいたこと等の事情を踏まえても、被告人の上記供述に被告人の強制性交等の故意を認めるに足りるだけの信用性を認めることはできない。</p>
10	器物損壊	警察官調書 検察官調書	警察：有 検察：有	身柄	警察：有 検察：有	<p>○ 被告人が捜査段階で本件を認めるかの供述をするまでには、虚偽の自白を誘発する危険性の高いものを含め、取調べ担当警察官からの不適切な誘導が相当程度影響した可能性は否定できないところ、そのような過程も経て獲得された被告人の自認供述は、本件の重要な客観的状況と整合しておらず、また、核心的ないし重要な部分に関して少なからず変遷し、あるいは曖昧な部分も多岐にわたることなども併せれば、被告人の自認供述を、被告人が真実自己の記憶に従ってしたものと認めることはできない。</p>

※1 調査対象事件（令和元年6月1日から令和4年8月31日までの間に第一審判決があった事件であって、同年10月24日までに確定したもの）のうち、取調べの違法・不当を理由として供述の信用性が否定されたことが判決書によって確認できる事例を抽出して作成した。

※2 番号「5」及び「6」の事件は、被告人及び被告人が代表取締役を務める被告会社が起訴され、併合審理された事件である。